

青森県報

第二千九百十九号

平成二十年
四月十一日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
基本測量の終了	(監理課)	一
公共測量の終了	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
都市計画の変更	(都市計画課)	三
公 告		
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	(総務学事課)	三
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	三
建設業者の許可の取消し	(三八地域局)	三
右 同	(同上地域局)	三
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	(東青地民局)	四
土地改良区の定款変更の認可	(同上地民局)	四

告

示

青森県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
かにたクリニック	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五の二	平成一九・三・三
アルト調剤薬局	五所川原市大字湊字千鳥二四の三の三	二〇・三・二九
たんぼぼ歯科	五所川原市大字姥范字桜木二二の一	二〇・三・一

青森県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
かにたクリニック	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五の二	平成二〇・一・一
アルト調剤薬局	五所川原市大字湊字千鳥二四の三の三	二〇・三・一

青森県告示第三百二十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(精密水準測量作業及び電子基準点現地調査作業)

二 作業期間

平成十九年五月十四日から平成二十年三月十四日まで

三 作業地域

(精密水準測量作業)

青森市

(電子基準点現地調査作業)

西津軽郡 深浦町

青森県告示第三百二十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

東北防衛局

二 測量の種類

公共測量(移転措置事業)

三 測量の期間

平成十九年六月二十九日から同年十月二十五日まで

四 測量の地域

上北郡六ヶ所村大字平沼地区及び三沢市大字天ヶ森地区

青森県告示第三百二十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

環境省東北地方環境事務所

二 測量の種類

公共測量(十和田八幡平国立公園休屋集団施設地区・施設整備計画のため)

三 測量の期間

平成十九年十月十五日から平成二十年二月二十九日まで

四 測量の地域

青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋 地内

青森県告示第三百二十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量(空中写真撮影)

三 測量の期間

平成十九年九月十日から平成二十年三月十四日まで

四 測量の地域

八戸市

青森県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに六ヶ所都市計画区域区分に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土木整備部都市計画課及び六ヶ所村企画調整課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
上北郡六ヶ所村大字尾較字野附二六五 一及び二六五の三から二六五の七ま で	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一〇三 一の一 岡山 勝廣

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社平成ブランド
- 二 代表者の氏名 西野 吉秋
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字窪田七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第三〇〇〇九四号
- 五 取消年月日 平成二十年三月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年三月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 上野建設株式会社
- 二 代表者の氏名 上野 洋子
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字向平一の一三二一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一七)第二六二二号
- 五 取消年月日 平成二十年三月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年四月十一日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

地区名	県営土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日
平 内	水田農業経営確立排水対策特別事業	平成二〇・二・二四
平 館	中山間地域総合整備事業(農道整備)	一九・三・二一
〃	(農業用排水施設整備)	二〇・三・二七

郷 沢	一般農道整備事業	一三・一・三〇
火 箱 沢	ため池等整備事業	一五・一〇・三二

土地改良法の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を平成二十年三月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年四月十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭